国保

8月1日から被保険者証が新しくなります

現在お持ちの被保険者証および限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日（火）です。

8月1日から使用できる新しい被保険者証は、7月末までに郵送しますので、お手元に届きましたら、古い被保険者証を市民課（市役所1階）、すこやか、または最寄りの公民館へお返しください。

なお、限度額適用認定証・標準負担額減額認定証については、別途更新の手続きが必要ですので、引き続き交付を希望される方は、8月以降に手続きをお願いします。

【8月1日からの被保険者証】

一般用（紅色）

退職者用（若草色）

修学等により住民票が勝山市にない方で、被保険者証が必要な方は、7月18日（水）までに市民課へ「遠隔地被保険者証」の交付手続きをしてください。

申請に必要なもの▶

在学証明書または入所証明書

※卒業された方へ

届け出が無い場合、卒業までさかのぼって国保の資格を喪失し、その間に要した医療費を返還していただくことがあります。また、国保税も課税されたままですので、速やかに届け出をお願いします。

【他の健康保険に入られた方へ】

就職等により他の健康保険に加入した場合、届け出を行わないと、短い期間であっても保険料が重複してかかってしまう場合がありますので、必ず届け出をしてください。

問 市民課（市役所1階） ☎88-8102

年金

ご存知ですか？ちょっとお得な年金制度

前納制度で保険料が割引に！

平成24年度の国民年金保険料は、月額14,980円です。保険料をまとめて前払い（前納）すると保険料が安くなりますので、前納制度をご利用ください。

例）平成24年10月分から平成25年3月分までの6か月分の前納の場合

	現金で前納	口座振替で前納
納付額※1	89,150円	88,860円
割引額	730円	1,020円
期　限	10月31日（水）（納付期限）	8月31日（金）※2（申請期限）

※1　6か月分の保険料（毎月納付）▶89,880円

※2　金融機関に申請書を提出し、証明を受けた場合の申請期限です。詳しくは、右記までお問い合わせください

付加年金で受給額を増やせる!

月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されるお得な制度（任意加入）です。

付加年金の受給額は、200円×付加保険料納付月数です。

例）付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料	400円×10年（120月）=48,000円
付加年金額	200円×10年（120月）=24,000円（年額）

※国民年金基金の加入者、免除該当者は加入できません

問 市民課（市役所1階） ☎88-8102
年金事務所 ☎0776-23-4518

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月から保険証が新しくなります

新しい被保険者証の見本（桃色）

【表】

【裏】

今の保険証は7月末で使用不可

現在お持ちの被保険者証および限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日（火）です。

新しい被保険者証や減額認定証は、今月中に福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されますので、8月1日（水）からお使いください。

なお、保険証には臓器提供意思表示欄が設けてありますので、提供の意思がある方は署名等をお願いします。

※新しい保険証の負担割合は、前年の所得で判定しており、現在の負担割合と異なる場合がありますので、ご確認ください

保険料率は昨年度と変更なし

平成24年度の保険料率・軽減措置は、昨年度と変わりません（ただし、賦課限度額は55万円になりました）。

平成24年度の正式な保険料額については、今月中に郵送します「保険料額決定通知書」をご覧ください。

※今年75歳になる方には、随時郵送します（誕生月の2か月後）

保険料の支払い方法は選択できます

保険料の支払い方法は、原則、年金からのお支払い（天引き）となりますが、これを口座振替による支払い方法に変更することができます。

口座振替への変更手続き

①金融機関で口座振替の手続きをする

②市民課で年金天引き中止の手続きをする

持ち物▶保険証、振替口座の通帳、通帳の届け印

注意事項

・すでに口座振替の変更手続きをされた方は、再度手続きをする必要はありません。

・これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

・口座振替への変更は、手続きをして約3か月後からとなります（今月中に手続きをされた場合、10月から口座振替に変更）。

・上記①の手続きが済んでも②の手続きがまだの場合、年金天引きが優先されます。

・口座振替の場合、社会保険料控除は、口座名義人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が変更となる場合があります。

問 市民課（市役所1階） ☎88-8102

限度額適用・標準負担額減額認定証

市・県民税非課税世帯の被保険者の場合、窓口負担（外来・入院時）や入院時の食事代などの自己負担が減額される認定証。ただし、申請して認定を受ける必要があります。